

お客さま各位

株式会社四国銀行

<四銀> 結婚・子育て資金贈与専用口座

「家族の未来」にかかるご案内

「平成31年度税制改正」において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」が改正されました。変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

（1）適用期限が2年延長されました

「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「家族の未来」のお預入れ期限（新規・追加預入）を2021年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2019年3月29日（金）	2021年3月31日（水）

（2）受贈者(以下、「お孫さま等」と記載します)の所得制限が設けられました

お孫さま等の所得制限が設けられました。2019年4月1日以降のお預け入れ（新規・追加預入）につきましては、お預け入れいただく日の属する年の前年におけるお孫さま等の合計所得※金額が1,000万円を超える場合、お取扱いできません。

他のご家族等の扶養親族に入っておられず、かつ、お預け入れ前年に収入がある場合、所得証明書類をご用意いただきますよう、お願いいたします。

※お孫さま等の世帯の合計所得ではなく、お孫さま等単体での所得を指します。

項目	種類
所得証明書類	源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控（税務署受付印のあるもの）、納税証明書のいずれか1つ

非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ & A（内閣府ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>